

紀美野町第4回定例会会議録

平成27年12月11日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成27年12月11日（金）午前9時00分開議

- 第1 議案第84号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）
- 第2 議案第85号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第3 議案第86号 紀美野町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 第4 議案第87号 紀美野町公告式条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第88号 紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第89号 紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第90号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第91号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第92号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第93号 紀の海広域施設組合理約の変更に関する協議について
- 第11 議案第94号 紀美野町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第12 議案第95号 業務委託契約の締結について
（紀美野町基幹系電算システム更新業務委託）
- 第13 議案第96号 指定管理者の指定について
（紀美野町美里の湯かじか荘、紀美野町毛原オートキャンプ場）
- 第14 議案第97号 所有権移転登記手続等請求事件の和解について
- 第15 議案第98号 平成27年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第99号 平成27年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号) について

- 第17 議案第100号 平成27年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号) について
- 第18 議案第101号 平成27年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について
- 第19 議案第102号 平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) について
- 第20 議案第103号 平成27年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号) について
- 第21 議案第104号 平成27年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) について
- 第22 議案第105号 平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) について
- 第23 議案第106号 平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) について
- 第24 議案第107号 平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第2号) について
- 第25 請願第2号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書について
- 第26 請願第3号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書について
- 第27 発議第1号 後期高齢者の保険料軽減特例を継続することを求める意見書(案) について
- 第28 発議第2号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書(案) について
- 第29 議員派遣の件について
- 第30 閉会中の継続調査の申し出について(総務文教常任委員会)
- 第31 閉会中の継続調査の申し出について(産業建設常任委員会)
- 第32 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 2 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	小 椋 孝 一 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企画管財課長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君

税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保 健 福 祉 課 長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	前 田 勇 人 君
生涯学習課長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	田 中 克 治 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

国体推進課長	南 秀 秋 君
--------	---------

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（小椋孝一君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第84号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第84号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 若干確認でございますけれども、この条例の改正によって消防団員に不利に当たるものはないのかどうか、その点だけ確認したいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） それでは、美濃良和議員の質疑にお答えをさせていただきます。

今回の改正に関して消防団員に不利になったことはないのかということでございますが、せんだっての議案の説明のときに申し上げましたとおり、今回の主な改正と申しますのは、特殊公務により非常勤消防団員が傷害を負った場合の調整率が新たに規定され、改正前の調整率よりさらに高い率が定められたということでございますので、逆により消防団員の実情に合った形になったということであろうかと思われますので、答弁とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これでは質疑を終わります。

これから議案第84号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第84号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第85号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長(小椋孝一君) 日程第2、議案第85号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う条例の制定ですが、若干手続等について質疑いたします。

今までは社会保障、税務、防災などそれぞれの担当部署ごとに保管されているというか、あった個人のデータを氏名と番号で個人情報ファイルから確認するというものでございますが、具体的な手続において条例を施行するための通知カードの配布等は完了しているのかと、それからプログラミングのためのシステム改修等は完了しているのかどうか、その2点について質疑いたします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 私から田代議員のまず情報のやりとりの手続がどういうふうな形になるのか、どういうふうな方法でやりとりをするのかということがまず1点ございました。

それにつきましては、福祉課の職員が税務情報を調べようとしたときにまず申請書を出していただきます。例えば福祉課のAという職員が職務上税務情報を仕入れなければいけないというふうなことがありましたら、福祉課のAという職員が申請を出していただいて税務課の情報にアプローチできる。それを許可するということになります。つまりAという方以外はその情報にアプローチできないということになります。仮にアプローチをしたときは、何月何日何時何分何秒にAという職員がこういう情報を見たということができるようなプログラムになってございます。手続的にはそんな形で流れていきます。

それから、プログラムができていいのかということでございますが、来年の1月1日から開始をするサービスにつきましてはプログラミングは全てできております。ただ、これから28年度、29年度と議員も御承知だと思いますが、いろんなものがふえてきます。機能もやっていかなきゃならないということになります。例えば他機関とのやりとりですね、県と町であったりとか、町とほかの機関のやりとりにつきましては、平成29年の7月以降になりますので、それに備えてのシステムの改修の準備をしなければいけないという作業が残るわけでありましてけれども、現時点で1月1日から始めるものにつきましては、平成26年、平成27年、この2カ年で全て終了いたしているところでございます。

それから、通知カード、皆に届いているのかということでございますが、その点につきましては、細かな情報につきましては、住民課長のほうから報告をさせます。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） それでは、通知カードを各家庭へお渡ししているかということでの問いにつきまして、住民課からお答えさせていただきたいと思います。

通知カードにつきましては、簡易書留で各世帯へ11月配布を郵便局からさせていた

だいております。ただ、書留で受け取りができなかったという世帯が400世帯ございました。ということで住民課へ返ってきておりました。

私どもから再度はがきで届いていない世帯へお知らせをさせていただいて、約360の御返事がございましたので、現在のところそういうことで役場のほうへ受け取りということで今手続を行っているところでございます。40世帯については、ちょっとまだ連絡が返ってきていないという状況であります。

現状としては、以上のとおりです。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 通常、担当職員がほかの課もそれもそうですし、いわゆる個人情報ファイルへアクセスするときは許可がいるということで、申請書を出して一々許可を出すという、その具体的な許可というのはどこですることになるのか。

それから、次、他の例えば県であるとか、他の自治体であるとかの連携ということを29年度から始まるよという話でしたが、これも具体的に29年度から始まるということですけども、システム運用の連携の手順というんですか、手続というんですか、そういうのはもうきちっと決まっているのか、まだこれからだということなのか、その辺についてお聞かせください。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の再質疑にお答えを申し上げます。

私ちょっと言い方がまずかったのかもわかりません。一つ一つについて一々その案件ごとに許可を得るのかというのではございません。例えば福祉課でAという担当があると、その担当が例えば税務情報、所得の状況とか、そういうふうなものを使わなければならないような仕事をしている方がおります。その方については、そういった情報にアプローチできる許可を与えるわけです。

別のケースで説明しますと、まず、やり方とすれば、税務課長から、住民課長のほうにこういう職員がこういう情報を必要としますので、情報にアプローチするので許可していただけないかというものが来ます。そういうものが来たときに、次の段階で総務のほうに上がってきまして、税務課のAという職員が住民課の情報にアプローチできるようなシステムにやっていくということでございます。

それで、許可を出すのは、まず申請をするのは、税務課のAという仮に職員がおったとすれば、税務課長のほうから住民課長のほうにそういう情報をのぞきに行かせてほしいよというふうなものが出てきます。その情報で住民課長がオーケーとなれば、その情報がAという職員がそこにアプローチできるように総務課でその処理をするというふうなことでございます。

それと、他機関との連携でありますけれども、一応平成29年7月以降ということで聞いてございます。それは主に地方公共団体情報システム機構、機構ですね、その機構を通じてやるのがほとんどだと思んですが、それについては29年7月以降になるだろうということでございます。

いろんな細かな手続等につきましては、再来年の9月ということでございますので、詳細につきましては、現時点においてはまだちょっと申し上げることができませんので御理解賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 一つ一つの個別の要件について許可をおろすということではないというふうに、例えば保健福祉課とだったら、障害者福祉にかかわるとか、児童福祉を担当しているとかというものであれば、いわゆる許認可案件とかいうのでそういうのをしょっちゅう、特に保健福祉等に関してとか税務に関しては多いと思うんです。そしたら恒久的に課長から申請があつて、この人はこういう担当をやっているから、そういうことにアクセスする権限を与えてくださいということで、もう恒久的にその人についてはそういうことに関する端末を使ってやれる権限というか、やる許可をおろしてやるということなのか、その辺のことがちょっとようわからんのですけども、何か今の説明だとそういうふうに聞こえたんですけど。

それから、もう1点だけ、非常に町民の方で相談があるのに、初歩的なんは、通知カードを受け取ったほうがいいんか、受け取らんほうがいいんかという話があつて、それは受け取らんでも受け取っても番号というのはつくんやから、せっかく配ってくるんやから一応はそれは受け取って、ただし、紛失しないようにきちっと保管しといてくださいという話とか、こういういわゆるマイナンバーに関していろんな不安とか疑問というのが、決して国民の側からそのほうが良いというメリットがある分は非常に少ないので、カードがあれば身分証のかわりにどこでも通用するとかということぐらいとか、いろんな申請に手続が簡易になるよというところぐらいで、それよりも情報がどこかへ漏れたら

どうなるんかとかといういろんなことに対する不安とか疑問の相談とかあるんですが、そういうことに対していろいろやられているようですが、町としてどういう対応をきょうまでしてこられたのか、その辺のことについても質疑いたします。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の再々質疑にお答えを申し上げます。

まず、許可を得た職員が恒久的に権利があるのかということでございますが、それについてはございません。その職についておるということでございますので、職についている者に対してやりますので期間を定める場合もあるかもわかりませんし、1年間というふうな形になるかもわかりません。もちろん人事異動があれば変わっていくわけありますので恒久的というものではございません。

それから、もう1つ、通知カード云々というお話がございました。先ほど住民課長から申し上げたように、通知カードにつきましては、機構のほうからそれぞれの世帯に配られていると。次に個人番号カードってあるんですね、今ちょっと議員触れられたけど、何か証明するのに必要であるかどうかと。個人番号カードにつきましては、任意でございますので強制ではございません。ただ、個人番号カードを持つことによりましていろんなことに活用が今後できていくということでございます。身分証明書にもなりますので、そういったことで広報しております。

一応その通知カードとか個人番号カード、いわゆるマイナンバー制度についての周知でございますけれども、これにつきましては、9月、10月、11月の3カ月連続で広報でも上げました。それと、ふれあいサロンなんかで呼ばれたら、そこに行って説明をさせていただいたこともございます。

住民説明会につきましても2カ所で行ってございます。これは県のほうから来ていただいたりとかということの中で行っているところでございます。

今後につきましても、いろいろと個人番号カードにつきましての問い合わせ等もございますので、広報等を通じまして啓発をしてまいりたい、このように考えているところでございますので御理解賜りたくお願い申し上げます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 今、田代議員のほうでいろいろとお聞きしておられまし

たけれども、それでは、このマイナンバーがなければ今言うところの役場内の情報の交換とかそういうものはできないのかどうか。マイナンバーを我々につけることによってどれだけのメリットがあるのか、なければそれができないということにはならんとするんですけども、それについてはどうであるのかを聞きたいと思います。

それと、もう一度プライバシーの保護についても聞きたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時21分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時22分)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 美濃良和議員の御質疑にお答えを申し上げます。

まず1点、マイナンバーがなければ庁内での情報の連携ができないのかという御質疑でございますが、それはなくてもできます。現在もやっております。ただ、マイナンバーというのは、我々がつくっているものではなくて、これは法律で決められているものでございます。その法に従って今までと手続上はほとんどやることは変わらないんですけれども、例えば申請書にマイナンバーがついてくるとか、そういったことは法律で定められておりますので、それに従ってせざるを得ないということでございます。

それから、もう1点、セキュリティー云々ということがございました。先ほどもちょっと触れさせていただいたんですが、これは誰がいつ、どのような情報に接触したのかというのは全部残るシステムにしてございます。それと平成29年、これも再来年の7月以降になるんですが、各機関との連携が始まります。そうしたときにマイポータル制度というのがあるんですが、住民の方がいつ、どこで、誰がどういうふうな自分の情報をアプローチしたのかということを確認される制度というのもし始まります。回線につきましては、普通のインターネットをしているような回線とは別回線で行うということ

を聞いてございますので、その点につきましては大丈夫だと思っているところでございます。

以上でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第85号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 私は、今の質疑で答弁されておりましたけれども、要するに法律ができているんだから仕方がないんだと。仕方がないんだということで進めていかなければならないというふうな状況というのは、非常に町民のそういうプライバシーを守るという観点から見てそれでいいのかなというふうに思うんです。

町としてはその部分は仕方がないということなのでしょうけれど、しかし、やっぱり町民のプライバシー、財産、そういうものを守っていく私たち議会として、その立場からしても、私はこのマイナンバーを入れていく、そしていろんなところでこれが活用されていく中でいろいろなものが入っていく。例えばことしの6月の最後に、安倍政権の成長戦略、日本再興戦略の閣議決定がされたらしいですが、そこでさらに戸籍、パスポート、代替法人情報、商店でもマイナンバー利用拡大と、いろいろこれからふやしていくと、そういうふうなことが言われているわけなんです。

そして、今も答弁の中にもありましたけれども、今、韓国なんかでも問題になっているようなんですけども、そういういろんなセキュリティーですね、大手のポータルサイトとかソーシャルネットワーキングサービス、そういうふうなもの等の中でも漏れているというふうなことがあるんですね。世界的には、アメリカ、韓国がやっているところで有名なんですけど、ほかにもあるようなんですけど、反対にドイツとかフランスとかイギリスとか、そういうところはこれはもうやったあかんということでやめているんです。実際のところなりすましというのがアメリカ、韓国では非常に多くなっているようなんです。例えば日本においても住基カード、これによってなりすましが起こっているんで

すね。例えば佐賀県の鳥栖市、ここでもサラ金に60万円借りられたとか、あるいは福島県の相馬市でもそういうような事件が起こっていると、そういうふうに関係する情報が漏れない漏れないと言ってもたくさん漏れているんです。そういうようなことでいろんな万全のそういうセキュリティーをやっているんだと。例えばさっきの答弁の中でやっておられた自治体間の情報を交換すると。それは全国で2カ所にサーバーができて、そこを通すから大丈夫なんだということになっているんですけれども、ここがやられたらとんでもないことになってくるわけですね。

等々考えてですね、これは何のためにやるのか、もう宣伝だけでも上戸彩ですか、あの女優さんなんかを使って5億円からのお金を使ってきている。今後もさらにケアをしていく上でも相当なお金が使われていくと。結局何になっていくのかということを我々の情報が全て丸裸になってくる。丸裸になったもので今度は社会保障が本当に向上するんか、反対に所得があるからということで引き下げられていく可能性すらあるわけなんですね。私はそっちだと思いますけども。そういうふうを考えていった場合、これは決して我々町民、国民にとってプラスになるということは言い切れない。

ですから、こういうふうな制度を利用するということについて、町長としては町の責任者として国から言ってくるからということでございましょうけれども、私たち議会はそれを認めていいと決して言えないと思います。そういう点ですね、この条例について私は反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第８５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３ 議案第８６号 紀美野町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

○議長（小椋孝一君） 日程第３、議案第８６号、紀美野町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第８６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第８６号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第８７号 紀美野町公告式条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第４、議案第８７号、紀美野町公告式条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第８７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第88号 紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第5、議案第88号、紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第88号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) それでは、この税条例改正条例について、反対の立場から討論を行っていきたいと思います。

先ほどマイナンバーについては、いろいろ問題あることについて御指摘いたしました。このマイナンバーがいろんなところにつながっていくということについては、それだけリスクが高まっていくという、そういうことにつながっていくと思います。そういうことでできるだけリスクを小さくしていくというふうなことから、この条例の改正する条例に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 89 号 紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 6、議案第 89 号、紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第 89 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 90 号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 7、議案第 90 号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番 (田代哲郎君) 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

町内に住所を有する親と、それから18歳未満の子供に対する医療費助成について、親の医療費に対して県の所得制限があるんですが、町単独で今まで補填した分を10年前の合併協議会で見直しを決めていたということと、町の財政状況が厳しいという理由で所得制限を設けたいと。児童扶養手当支給の所得制限に準じてということなんです。ちょっと計算が私のが正しいかわかりませんが、例えば母親と子供2人の標準的な母子家庭とした場合に268万円の所得があれば親の医療費助成は認められないということになると。所得制限と言っても非常に高額の所得ではなくて300万円以下の世帯でも所得制限がかかるということになります。そこで質疑いたします。

子育て世帯の暮らしというのは、日に日に苦しく厳しくなっているのが現状です。その状況の中でひとり親家庭の医療費助成に親の医療費だけということであっても所得制限をするのは子育て支援策というのに逆行しているのではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、田代議員の御質疑にお答えさせていただきますと思います。

今回のひとり親家庭の医療費助成の所得制限を設けるということは、ひとり親家庭の救済というんですか、それに対して反するのではないかという御質疑でございます。今回なぜ改正をする必要があったかということで御説明をさせていただきます。

町の財政につきましては、今後予定されている合併に伴う普通交付税の算定がえなどの財政上の支援措置の終了等によりまして財政状況が非常に厳しくなってくるという状況であります。このために町の行政につきましては、真に必要とされる施策は重点化を含めた事務事業の見直しが現在強く求められているところであります。また、合併協議会、先ほども田代議員のほうで御説明がありましたが、合併後の新町におけるひとり親

家庭医療助成については、所得の制限を導入するという事で方針の決定がされているところでございます。

また、平成25年の9月に実施されている和歌山県ひとり親家庭等実態調査という調査がなされてございますが、この結果でひとり親家庭の親は子育てと家事、生計という大変負担の掛かる二重の役割を負うということから、生活をしていく上で心理的、経済的な負担があり、特にひとり親家庭となる前に就業していなかった方がひとり親となったときの収入がなく、生活をしていく上で経済的に大きな負担がある。また、とりわけ母子家庭においては、ひとり親家庭になる前の就業者の割合が54.6%と低く、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により退職したこと等により再就職をすることが難しいことが多くある。また、就業している場合もパートやアルバイト等不安定な就業形態が49.2%と最も高く、年間収入も200万円未満の66.4%を占め、半数以上が低い収入水準にとどまっているということでございます。

また、一方、父子家庭の父親については、ひとり親家庭となる前から就業している場合、割合が98.8%と高く、母子家庭に比べ経済的な負担はそれほど高くないという評価も出されているところであります。

このことから、所得制限を設けない制度から一定のある額以上の所得がある家庭につきましては、その親の医療自己負担だけとなりますけれども、この御負担いただきたいということで今回の改正をお願いしているものでございます。

また、県下の現在のこの助成事業の状況を見てみますと、紀美野町、九度山町、有田川町、那智勝浦町の4町だけが所得制限を設けてございます。残りの26市町村につきましては、所得制限をしいてない状況でございます。

これらの状況、経緯等総合的に判断する中で、ひとり親家庭認定の更新月となる来年の8月より所得制限を取り入れた制度としてまいりたいということでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 母子家庭は非常に経済的に困窮している世帯が多いということで、ただ、しかし、父子家庭については、就業している父親が多いのでさほどに経済的に困窮している家庭はないと、そういうことで、県下でも4町以外が今でも所得制限をしていないということです。ただ、この児童扶養手当の所得基準でいくと、かなり

300万円未満でも、さっき言いましたように親子3人で母親と子供2人という標準的な母子家庭でもそういうことになってくると思います。

ひとり親家庭の場合というのは、親の健康というのが何よりも大事だということがあります。親が寝込んでしまったら、経済的だけではなくて子供の世話もできなくなるということで、何世代同居であれば、近くに両親とかが住んでいるのであれば来て世話をあげようかということもありますが、やっぱりこれが普通の子育て世帯と基本的に違うのは、親の健康をしっかり守っていかなあかんという部分があるわけです。親が病気をしたとき受診をためらうことがないようにというのが親の医療費も助成する趣旨だと私は理解しています。

特に母子家庭の場合、先ほども言われましたように、母親の仕事は臨時かパートが圧倒的に多いという、これも私の知っている母子家庭のほとんどがそういう状況です。だから、そういう場合に子供の世話ができないということだけに加えて、病気をすればたちまち収入がたたれてしまうという状況であります。これは所得がどれだけあるとか、かなり所得があるとかないとかの問題ではなくて、やっぱりそういう制度を設けているから、ちょっとでも病気やと思ったら、すぐにためらわんと医療機関を受診してくださいというそういう趣旨だと思うんです。

そういう1人での子育ては、親が入院するとか寝込むとかということがないように、生活困難に陥ることがないように親の医療費を助成する必要があるというそういう趣旨で行われていると思うんですが、その点について町としてはどのように考えておられるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず、今回の所得制限の金額的なところがちょっと出ていけませんので、それについて説明させていただきます。

今回の所得制限額につきましては、児童扶養手当施行令第2条の4第2項、それと第4項に規定されているひとり親家庭などの児童のために支給される国・県等からの児童扶養手当に係る養育者の所得制限を規定しているものでございます。

なお、ここで言う所得額というのは、年間収入金額から必要となる給与所得控除額や、その他控除の額を差し引いた額となりますので、実質の収入というのはある程度平均的

なところではありますが、１００万円程度上がってくるものではないかなと考えてございます。

まず、施行令第２条の４第２項の額につきましては、受給対象者本人の所得制限額でありまして、扶養家族等がない場合は制限額が１９２万円、扶養家族等が１名の場合は２３０万円、以降扶養家族等が１人ふえるごとに３８万円の増額となっております。また、これに加えまして老人控除対象配偶者、老人扶養親族１人につき１０万円、それから１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族、特定扶養親族１人につきまして１５万円が加算されるということになってございます。

また、次に、第４項の額につきましては、扶養義務者等の所得制限額でありまして、まず扶養家族がない場合につきましては２３６万円、それから扶養家族等１人の場合には２７４万円、以降扶養家族１人がふえるたびに３８万円が加算される所得額となります。また、これに加えまして老人扶養親族１人につきまして６万円が加算されるということになります。

金額的にはこういうふうな所得額となっています。

田代議員言われるとおり、３００万円未満ということでございますけども、実質的には３００万円を超える所得が町単独、県の補助から外れるという方の所得というのが実質の今現在の所得額になっております。ある程度の所得があるという実態でありますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 ９時４９分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 ９時５０分）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 答弁漏れでございます。

ひとり親家庭の親が病気になったら家庭というのは路頭に迷うということだと思っておりますけども、医療につきましては、各保険の医療にかかるものに対しての自己負担分の助成ということになっております。自己負担分というのは３割とか、そういう率となっ

てございますので全て医療費が100%かかるというものではないということでありまして、病気になって所得が下がれば、ひとり親家庭の助成の対象となるということでございますので、その辺がちょっと話が全然違うというんですか、所得が引き下がってくれば対象になるという状況を御理解いただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 所得だけについて言えば、例えば進学期の子供を持っている親であれば、さきのパートとか臨時であっても、将来子供を進学させたいと思ったら、やっぱり無理をして残業して働いて所得が上がってくるということもあり得るわけです。それでも所得制限だということになれば、そういうのもひっかかってくるし、恐らく母子家庭等であれば、そういうふうに父子家庭の場合でもそうですけど、子供が進学期にある家庭とかは一生懸命働いて残業もしてというようなことが起こり得ると思うんです。だから、やっぱり子供の医療費にはかかわりないんだからということですけども、やっぱりそういうことも考えていかないと、ただ、所得だけということで見ているとそういうことが起こるんじゃないかと思います。

だから、和歌山県も調査したとおっしゃるんですが、大阪市のひとり親家庭実態調査というのもあります。最近になって。持ち家の割合が10.9%、だから非常に借家に住んでいる人が多いと。一番アンケートに答えたあれで住むところに困ったという人が22.7%、就業形態はアルバイト、臨時職員というのが47.6%、大体半分ぐらいですね。

紀美野町でも暮らし向きは同じようなものだと思います。だから、やっぱりひとり親家庭というのは、一般の子育て世帯のように、例えば父子だけでも、男性というのは就業しているあれが多いのである程度の収入があるんだと。ただ、収入収入と言っても、そういうことも子育てには非常にお金がかかるというのが今どきの子育て世帯の状況なので、やっぱりそういうことをきちっと考慮に入れて、ひとり親世帯というのは一般的な子育て世帯よりも手厚い補助を必要とするんじゃないかと思います。その点についてどういうふうにお考えなのか、収入だけの面だけで子育て世帯の生活力を判断するのは非常に問題があるというふうに思いますので考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再々質疑にお答えさせていただきたいと思っています。

今回の改正につきましては、ひとり親家庭の医療の助成ということで対象にしたものでございます。ひとり親家庭への支援というのは、またほかの形でいろんな助成等が行われておりまして、県・国からの扶養手当とか別の形で助成をしているということでございます。この医療費助成だけでこのひとり親家庭への支援をしているということではございませんので、いろんな方面からの支援ということもなしているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第90号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 反対討論を行います。

子供の貧困率、つまり所得が国民平均の半分、122万円に満たない家庭で生活する子供の割合は16.3%でほぼ6人に1人だと言われています。そうした特に深刻になっているのは、ひとり親世帯であり、そうした世帯の子供の貧困率は54.6%ということで突出しています。調査の中でひとり親世帯のほとんどが占める母子世帯の8割以上が生活が苦しいというふうに答えています。大変苦しいと答える母子世帯が49.5%にのぼっています。1人で子供を育て働くという厳しい条件の中で、幾ら働いても困窮から抜け出せない事態は社会のあり方そのものにも非常に問題があるんじゃないかというふうに私は考えます。

1人で子育てをする世帯にとってさまざまな困難はつきものです。だからこそ手厚い助成が必要だと思います。特に親の健康は何よりも大切で、その医療費助成は、もし親が病気になったら早目の受診をためらうことがないように補助をされているものだと理解しています。幾ら所得が多いといっても、非正規雇用が多い子育て世帯で親が入院するようなことになれば生活困難に陥ることは目に見えています。

ほかにもいろんな補助はあるんだからというふうにおっしゃいますが、それは医療費だけではないというふうに言われても、やっぱりそういうことをきちんとやっているかどうかというのは、町の子育て世帯に、特にひとり親世帯に対する姿勢だというふうに

私は理解します。

今までそういうふう子育てに一番熱心に取り組んでいる町として理解してきたんですが、そういう認識が崩れてくるのではないかというふうに思います。

また、先ほども申しましたように、子供が進学期にある世帯というのは、進学させてあげたいということがあって、特に収入をふやすために夜遅くまで働いているということもあります。そうやっても所得制限でさまざまな補助が受けられなくなるというのは、理に合わないのではないかというふうに思います。したがって、子育て世帯を応援していくという趣旨からもこの条例改正には反対いたします。

以上です。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第91号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長 (小椋孝一君) 日程第8、議案第91号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 1点お聞きしておきたいと思います。

この国民健康保険税条例の改正ですけれども、要するにマイナンバーをつけていくと、そういうことであると思いますが、このマイナンバーをつけなくても国民健康保険税の会計はやっていけると思いますが、どうですか、聞きたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

今回の改正につきましては、行政手続法における特定個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴い、国民健康保険税の減免の申請書に個人を特定するものでございます。

御承知のとおり、納税は法律でも定められていますし、地方税法でも賦課徴収、条例でも賦課徴収の条項がございます。減免をするということは、本来、税金を満額納めてもらうということの中で、何らかの理由で減額・減免を行うものでございます。それに当たっては、個人の住所、氏名、そして個人の番号を記載することにより、なお正確に個人を特定できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) つければより正確と言われましたけども、これはマイナンバーがなくてもこの運営はやっていけるわけですよね、そういう確認をしたいわけなんです。何にしてもマイナンバーのこのカードを持って動くということがあれば、それだけ紛失のリスクが出てくると。それによってキャッシュカード、あるいはスーパーでのカードですね、こういうものは頻繁に使いますからなくしたというのはわかるんですけども、恐らくこのマイナンバーのカードというのは、ほとんど使わないことから紛失したことがなかなか発見しにくいと、自分でも。そうなってくると、もし拾われて悪用されれば、さきにも申したように、サラ金とかそういうようななりすましということが起こってくるわけでございますので、この保険税についてもそのようなマイナンバーをつけなくてもいけるのかどうかもう一度聞きたいと思います。

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

○税務課長 (西岡秀育君) 再質疑に答弁させていただきます。

現状におきましては、マイナンバーの記載方式はございませんが、個人を認識するという必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） もう一度お聞きいたしますけれども、マイナンバーがなければ保険税についてこの会計はやっていけないのかどうか、業務上支障が出てくるのかどうか、その辺だけお聞かせください。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 現状ではマイナンバーの必要ないかと思いますが、ただ、間違いのもと、個人を特定する手段といたしましては必要と考えております。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第91号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） このマイナンバーについてしつこく申しますけれども、支障のあるもので、これが使われていくということについて、それだけでリスクが出てくると、本人確認をしたいということでしたら、今まででも保険証もあれば免許証等もあるわけです。あえて国民健康保険税にマイナンバーをつける必要は課長の答弁にあったようにないわけですね。ないわけであるならば、そのようなリスクをふやしていくようなことについて私はするべきではないと、そういうことからこの改正条例に反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第92号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第9、議案第92号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 基本的には、さきにも聞いたように、この介護保険についてマイナンバーをつける必要があるのかどうか。

それから、介護保険というのは紀美野町が県下で一番高いということで御批判もあるわけでございますけれども、それはともかくとして、マイナンバーつけることによってそのまま1回つけたらそれきりということではないはずですので、ケアというんですか、時々いろんな手続等、あるいは触らなきゃならないその費用というのは要ってくるように聞くんだけれども、それは大体どれぐらい要するのか、どれぐらいの頻度であるのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

（税務課長 西岡秀育君 登壇）

○税務課長（西岡秀育君） 今回の条例の改正におきましては、減免もしくは徴収の猶予に関する申請のものでございまして、申請される方につきましては、住所、氏名、そして個人番号の記載をお願いするものでございます。

費用に関してではございますが、システムの改修は必要がないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そういうふうな費用ですね、要らんということにはならんわけでしょう。基本的には、大きなところでいったら、中間サーバーの整備やとかいろんなそういうものも基本的に要るでしょうし、地方税システムでも3分の1はその自治体で持たなきゃならんと。その中に介護保険は含まれないというふうになっているんですか、その辺についてお聞きしたいと思います。

もう一度お聞きしますけども、マイナンバーをつけなければならないというふうなことになるんかどうか、これもあわせてもう一度よろしくお願いします。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 今回の条例に関しては、申請書に住所、氏名、そしてマイナンバーを記載するものでございますので、全体的なシステムにつきましては、マイナンバーの関連で行っていくものと考えております。

マイナンバーは、先ほど国民健康保険税条例とともに必要と考えております。

個人の認識をするために必要です。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 個人の特定等については、こんな小さな町で本当にそこまでしなきゃならんのかどうか、そういったのが必要ならば、当然、保険証等もありますでしょうし、免許証等もあったりして、それは今までもやってるわけですね、個人の特定については。あえてマイナンバーが必要になってくるんかどうか、そののところについては、これは私は必要でないと、あえてそんなカードを先ほど申してるように持ち歩くことによってのリスクのほうが大きいし、できる限りそういうふうなことはすべきでないというふうに考えます。

ランニング経費というのは、これは生じるというふうに国は言ってるわけでしょう。国は言ってるのにうちはなしにいいんだよというふうになるんですか。3回目ですのでよろしくお願いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 先ほど来再三同じような質疑が続いていると思うんですが、

やはりマイナンバーは全てのものにこれを応用していくということになっておりますので、これは必要だと思います。

それから、条例の改正に伴う承認でございますので、費用の点までここではうたっておりませんのでひとつ回答をすることを差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第92号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この介護保険について、今までそれではどうであったのか。今までマイナンバーなしに来たわけでしょう。ここに来てどうしてマイナンバーがなければやっていけないという、そういうことになるわけでしょう。なければやっていけない理由がないわけでしょう。こういうふうなものについて、今言われたように本人を特定するためにマイナンバーが要るということでしたら、常にマイナンバーを持っていかなきゃならない。紛失の場合のリスクは誰が見るんか、そういうふうなことを考えた場合、これは絶対おかしいと思うんです。

経費について町長は答えられないと言いましたけども、これも含めて私は必要だと思うんです。できるだけ町民の負担を減らしていくということについて、幾ら国が決めたとしても、我々議会がここで認定するかどうか、認めるかどうか、このことについて判断理由としてこれは聞かせていただきたいと思うんです。それが責任ある議会の議員の態度であると思います。

そういう点ですね、非常に質疑の中での残念な分もございましたけれども、何にしても町民にとって不利になるような改正については、私は反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第93号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について

○議長(小椋孝一君) 日程第10、議案第93号、紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第93号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第94号 紀美野町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長(小椋孝一君) 日程第11、議案第94号、紀美野町過疎地域自立促進計画の策定について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第94号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第95号 業務委託契約の締結について(紀美野町基幹系電算システム更新業務委託)

○議長(小椋孝一君) 日程第12、議案第95号、業務委託契約の締結について(紀美野町基幹系電算システム更新業務委託)を議題とします。

これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番(西口 優君) これ随意契約となっていますが、この価格の引き下げ努力というんですか、それはどのようにやっていたんかなと。日本中に似たような町村というのは多分たくさんあるかと思います。この会社自身は割と大きな会社で安心ができるとわかってる。だけど価格というのは、反対に大きな会社やさかい向こうの言いなりという形になってしまうのかな、そういうふうなちょっと疑問を持って、だから、引き下げ努力というのは他の町村に比べてとか、そういうことを比較する対象は日本中にたくさんあると思うんです。だから、そういうふうなこともあわせてどんなにしているのか聞かせていただきたいと思います。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 西口議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、引き下げ努力、業者の言い値ではないんかというふうなお尋ねだったと思いますが、この価格を決めるに当たりまして4回ほど交渉を持ちましていろんなお話をさせていただきながら価格を下げてまいったわけでございます。

まず最初に、1台のサーバーで幾つものシステムを運用できる技術を使用してサーバーの台数を減らすことにより減額をできるんじゃないかということでお話をさせていただきました。

また、通常版と簡易版のシステムというのがあるんですが、簡易版システムを選択して構築費用を減額したということもございます。具体的に申し上げますと、事務システムの一部であるグループウェア、これは電子メールとか掲示板とか施設予約等をするものなんですが、そういう機能を持っているものなんですが、それにつきましては、我々の自治体のレベルでは簡易版でも十分な機能があるため、簡易版を選択して初期費用を減額いたしました。

それから、新規導入によるセキュリティー対策であるパソコン運用管理ソフトも一応簡易版として初期費用を減額してございます。

それから、あちらとすればできるだけ高く、こちらとすればできるだけ安くしていただきたいような心情でございますので、そここのところに加えて何とか企業努力をしていただけないかということで、最終的には600万円ちょっと値引きをしていただいたところでございますので御理解を賜りたいと存じます。

よその町村とはなかなか規模等がございまして比較はしづらいんですけども、TKCとクラウド契約を結んでいくんですが、今現在、紀中クラウドというのがございまして、これは県の共同クラウドでやっているところもあるんですけども、そのあたりと比較をしてみましても安く済んでいるというところでございます。なかなか個々の比較というのはしにくいんですが、そういった経済的なことも考えましてここと随意契約ということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） こういうふうなソフト的なことは、私も専門外なんで詳し

いことは全くわからないんですけども、こういう中で日本中に1万人規模の町村というのはたくさんあると思うんです。それは簡単にわかる話やしな。だから、そういう中でどういうふうな引き下げる方法をお互いにするともっと安くなるかもわからん。そういうふうな努力というのが、確かに今回はそんななっていないかしらんけども、ただ、これから先どっちみちこのシステムはずっと継続していかなきゃいけないと思うんです。だから、そんなん考えたときに日本中に1万人規模の町村というのは多分検索したらさっと出る話や。だから、そういうところともうちょっとお互いに勉強のし合いというのをすれば、お互いに安くできるんかな、こういうふうな1つの疑問だけ持っているんです。だから、そういうふうなことの努力をしてもらいたいと思うわけなんですけど、その点について再度の答弁願います。

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 西口議員の再質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、他の市町村とのいろんな情報共有、勉強会ということは非常に大事なことで認識しておりまして、当町におきまして、先ほど総務課長が御答弁申し上げましたように紀中クラウド協議会というのがございました。これは紀中ということなので有田から日高にかけて有田市とか6町ぐらいで協議会を平成25年から6年にかけてやっている中で、紀美野町も県からのお話をいただいてその中へ入れていただいているいろいろ協議をしてまいった経緯がございます。

今まではサーバーを自分ところに置いているというような形態でありましたけれども、時代とともにクラウド化するというので、サーバーは自分とくに置かないというような形態に全国的に変わってきているということで、紀中クラウドということで紀中の町村で1つのクラウドはうちで持たない、電算会社に置いている。そこにあるデータ、情報をインターネット回線でうちが取得してというような形のものでございまして、当然、何町かの共同ですれば費用的にも安くできるというようなことも私たちも十分思った中でその協議会に入れていただいて協議を重ねてまいりました。

当町は今のTKCの単独でやっておりましてけれども、そこで費用をいろいろ見比べてみますと共同でするほうが安くできると思い、数字的なものをいろいろ勉強したところ、実はそうではないということが費用の比較の中で判明したということがございまして、費用的に共同ですることによって高くつくのであれば、紀美野町としては今の単独のほうを選択したほうが賢明であるというような判断をいたしました。なおかつその当

時はまだクラウドではございませんでしたのでサーバーの形なんです、クラウド化することによってさらに費用も安くできるんじゃないかということでTKCの単独クラウドということを進めていきたいなというような判断をしたようなところでございます。

当然そのときの共同クラウドのときの電算会社というのはTKCではございませんでした。TKCじゃないところの電算会社と共同クラウドするということで大体の費用が出てきたということで、その費用と比較したところ、紀美野町としては、それは賢明ではないというような判断をいたしまして今に至っているというような状況です。

以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第95号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時28分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

◎日程第13 議案第96号 指定管理者の指定について（紀美野町美里の湯かじか荘、

紀美野町毛原オートキャンプ場)

○議長（小椋孝一君） 日程第13、議案第96号、指定管理者の指定について
（紀美野町美里の湯かじか荘、紀美野町毛原オートキャンプ場）を議題とします。

これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） まず公募の期間が何か短かったような気がします、広報に確かに載っていました。だけど広報に載ってるときに広報って案外地区任せという部分があります。だから、広報を出しても届くまで1週間ぐらいかかる地域もあるかなと思います。だから、月末までという形やったら3週間ぐらいしか残らなかったん違うかなと、こういうふうに思うので、公募の期間が短かったこと、そういうことも含めて何業者の申し込みがあったんかと、これちょっと尋ねたいと思います。

それと、9月議会の一般質問の答弁の中で課長が答えてくれたのは、利用者の平等な利用が確保されているかという、候補者選定についてということの中でね。それと利用者の意見を施設の運営管理に反映させる意欲や手法が盛り込まれているのかと、こういうことも入れると。収支計画は適正なものであるか、また実現性はどうかということ、それで安全管理や緊急時の方策は適正か、利用を促進するための特色ある組み立てであるか、地域貢献策、地元人材の雇用や地域経済との連携などは考えられているかなどが選定基準であります、と答えています。

指定管理者の候補者選定委員会は、これらをもとに審議されたと思われますが、審議結果はどうだったのか。

それと、素朴な疑問として、施設の改修が行われたと聞きました。これは当然いいことやなと思うんやで、だけど当然のことながら持ち主としての町に相談があったであろうと思われます。費用は幾らぐらいでどのようなところを直したんかなと。

それと、都合によっては、来年の3月まで一応前の契約はそうになっています。そうしたときに、普通、経営者としては、そういうふうに投資の金を回収するめどというのを考えて投資するもんです。だから、3月までという短い期間で回収はできりゃ、もちろんたとえ1カ月でも回収できたらいいよって、そういうことになってくるんやけど、ただ、次の契約がありきという形の投資ということになったら、それはまたちょっと問題がまた変わってくるから、そういうことも含めて町としては一応は契約は3月までとな

っている。3月ということだったら、そういうこともあわせて当然説明して、これだけの元入れして大丈夫かよって普通はそういう話になります。

だから、そんなこと心配するのはほっといてくれと言われたら、それだけのことやけど、普通に考えたら、そういうふうなもん当然収支計画は適正であるかということに含まれるかなと、そういうふうに思うんです。

回収できるというめどでないとなかなか個人としては、商売人としては投資しにくい。だけどそういう中で、またそのときに実現性はどうかというのを考えて当然前回の課長が答弁してくれたから、当然その3月までに改修してもらったら、それやったらいいなということになるんやけど、だから、実現性というところまで答弁してくれてるから、実現はどうやったんかいな、こういうふうに思ってしまうんです。だから、その辺をあわせて聞かせていただきたいと思います。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長(中谷嘉夫君) 西口議員の質疑にお答えいたします。

公募の期間が短かったのではないかとということでございますが、公募の期間につきましては、27年10月1日から10月30日までとなっております。このことにつきましては、町広報、それからホームページに掲載しているということでございます。

それから、公募については何名あったのかということですが、1名の方ということになっております。

それから、選定委員会のことについてですが、まずは公募が27年10月1日から10月30日まで公募を行った結果、1団体の応募がありまして、その後、11月10日に町長からの指定管理者の候補者選定委員会への諮問に基づき、委員会が候補者と直接面談し、応募者が事前に提出した資料に基づき指定管理に係る説明をするとともに、委員からの質問を行う形で審査するプレゼンテーションを開催いたしました。

なお、この委員会につきましては、紀美野町公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会設置規定に基づき設置されたもので、町長が施設の管理及び運営に見識を有する者10名以下の範囲で委員を任命し、候補者の調査、審議をするものです。

今回、選定に当たりましては、7名の委員が任命されました。その中で平等、利用の確保、公の施設の設置の目的の効果的な達成、効率的な管理、適正かつ確実な管理を行

う能力と、そのほか16項目についての採点方式により選定を行い、成績が優秀であった丹生の都プロジェクト株式会社代表取締役 森谷泰文さんを指定管理者の候補者として選定いたしましたものでございます。

それから、維持管理ということで先ほど費用はどのくらい要ったのかということでございますけども、この2年間の間では、エアコンが約200万円、それから風呂の修繕に100万円ということでございます。

投資について、2年4カ月ということで投資を行っています。それが3月31日までの期日となっています。投資については、その中で収益となったのかということでございますが、その辺は26年度の決算でも625万8,000円の損失というような格好になっております。やはり短期ではちょっと投資したことに対してはなかなか難しいところと思っております。

今回の28年の4月1日から3年間ということになっておりますので、そのことにつきましてには収支決算書等もその中に提出されて、その中で収益を得られるような格好で計画はできております。

以上です。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時10分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時13分)

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 済みません、答弁漏れです。

丹生の都プロジェクト株式会社が投資したということで、それにつきましては平成26年の6月ごろだったと思います。かじか荘の本館の元健康ランド部分を洋食レストランということでエストレジャにリニューアルオープンするということで、そのときの費用につきましては約700万円ぐらいと聞いております。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） まず民間企業が当然商売として営業するという、町のため思ったら、もちろんやってくれるのはありがたいし、民間企業として当然どれだけの投資、何億やってもかまわない話なんやけど、まず一般的に3月までやったら投資額の回収は難しい。これは今後とも継続ありきという形のそういうふうな話もできやん話やしな、普通に考えたら。だから、そういった中で本来やったら都合によったら3月までで契約が切れますよというそういうふうな説明がちゃんとされてあったら、なかなかそれだけのお金というのは投資しにくいわけでしょう、一般論として。個人の財力によってはなり得る話やけど、うちは幾ら要ってもかまわない、それだけ元入れしますということも起こり得る話なんやけど、一般論からしたらそういうことは起こりにくい。

それと、最初からこの次の3月超えて継続して契約するという話は前もってできることはないさかいできる話と違うわけでしょう。だから、その辺も含めてちゃんと相手に理解してもらうかというこういう心配するわけよ。本来はどこでもかまわないやってくれたらありがたいことやし、施設の中を改修してくれたらうれしい。それはもちろんのことなんやで。だけど建前上はとにかく返すときは原状復帰して返さんなん。そんなん考えたら、3月までやったら非常に難しい話やしな、だから、その辺の理解と合わせてどないなっているのかなと、こういう疑問を持つわけよ。そんなん持つのは多分私だけと違う。普通の解釈やと思います。

課長が答えてくれたんやで、収支計画は適正なものかという、その実現性はどうかということは、9月議会で聞いたときにそっちが答えてくれた話、実現性ということまで考えたら、とても3月までに改修のめどは立たない。だから、そういうふうな答え方してくれる中で、これはどうなんよというふうな疑問を持ってしまうわけよ。決して建物を直してくれたことに対して異論があるわけじゃない。だけど再契約がありきというふうに漠然と見えるような形のやり方というのはちょっと不自然な感じするわけよ。

それと、確かに広報で出したんやけど、10月1日から配る広報でしょう。各家庭へ回ってくるのは、遅かったら1週間ぐらいに回ってくる。まして前に聞いたときに町内業者に指定しているというわけじゃないと言いながら、広報は町内しか配らない。最初から広く募集をするのが公募やしな、広く公募をしたほうが条件のいいところをもちろん探せるかもわからない。だから、そんなん考えたときにちょっと、議会の側からしたら、確かにこうして議案が上がってくる。これ選定委員会どんなんしたんよって、そう

いう中身が全くわからんままの話でしょう。ここへ議案が出てきて、そうしてこれでどうですかって言われたときに選定委員会どんなんして決めてんねんやろうって、こういうことまで考えてしまうわけよ。

ちょっとその辺のニュアンスが伝わってこなくてね。だから、もう1回わかりやすい説明してくれ。こんなんやったら収支計画というのは、そっちが答えたのは適正かどうかという実現性ということまでそっちが答えてくれてる。だから、改めてこっちから聞かせてもうてる話や、9月議会にそっちが答えた話や。だから、ほんまにそれやったらちょっと話、つじつまが合いにくい、整合性が悪いというふうに考えてしまうわけよ。その辺どうかいな。幾ら金要ってもかまわないよと言われてたらそれだけのことやけど、その辺がちょっと何となく不自然な気がして、その辺の答弁を再度求めます。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 再質疑ということで、先ほどの投資をすることについては、町への申請については26年の4月現在で行っております。そのときには指定管理期間が28年度の3月末ということで、それは理解していただいて、そのときには投資したことに対してのものについては町に帰属するということでそのときの申請の内容となっております。

それから、公募についてですけども、ホームページで町内外ということで出しておりますので、その辺は公募に応募された方が1社ということでございます。

それから、収支についてですけども、それについては今後3年間の収支計画ということで出ております。それについては、今後、営業努力をしながらということでプラスになるような方向で計画をされているということでございます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 私、前のときは議員してなかったんでようわからんねんけど、11月から交代したというふうな話を聞いていますが、4月に改修の計画があるというのもちょっと変な話じゃないかなと思うわけよ。本来は指定管理者が変わってから改修の計画が立つ話でしょう。だから、26年の4月と聞かせてもうたけど、26年の11月ごろに——私その当時、議員してなかったんでようわからんねんけど、25年やったらつじつま合うんや。

今後3年間で収支を適正なものにするという、これについては投資した分も合わせて

3年間で収支が回収されるという理屈なんかと思うわけよ。だけど、それは次の話やしな。だから、次の話で投資した額の回収が今後の3年間というんではちょっと不自然な感じがするわけよ。だから、収支というのは本来投資した額は無視して収支を合わせていくというそういうことになるのかなと思ったり、そういうふうに解釈していいのかな、それとも収支、投資した額も合わせて回収のめどが今後の3年間に含まれているのかいになって、こういうふうなちょっとわかりにくかったんでどうなんでしょうね。もう1回答えてください。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質疑にお答えをいたしたいと思います。

確かに会社組織で経営を指定管理者に渡しているということで、議員おっしゃられるような採算性というのにも必要になってこようかと思いますが、この3年間で指定管理を委託しておって、そして何か大きな問題があったんかいと、問題もなく順調に今まで経営をしていただいているというのが1つの焦点になってこようかと思います。

それと、会社として採算性を回収できるのかいという話ですが、回収できるできんはこれは町に関係のないことです。要はそれだけ投資して、そして、それが町おこしにそれだけ役立ってくれておれば、町としてはいいんじゃないかなというふうに考えております。

総合的に考えて今までの3年間の経緯、そしてまた、これからそれを引き継いでやっていただける。そうしたことを全て評価の中に入れてこれをしていきますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時25分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時27分）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで質疑を終わります。

これから議案第96号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14　議案第97号　所有権移転登記手続等請求事件の和解について

○議長（小椋孝一君）　日程第14、議案第97号、所有権移転登記手続等請求事件の和解について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番　美濃良和君　登壇）

○11番（美濃良和君）　長かった裏金問題もとうとうこれで幕引きというようにことになってくるということで、その点についてはやれやれというのが感であると思います。

ところで今回の和解の案ですが、被告となる者として■■■■と、それから■■■■と、こういうふうな2名になっています。■■■■さんというのは、息子さんのお嫁さんと、こういうことで名前が上がっているんですが、何にしてもこの間の全協のところでもお聞きしましたけれども、25年でしたか、だから相当■■■■さんが負けが濃くなってきたころ、私もずっと傍聴に行ったんですけども、そういうような状況の中でこのように名前を変えたと、こういうふうなことになっているんですね。

息子さん夫婦というのは、おじいちゃん、おばあちゃんの土地をもらって相続になりますから、そこへ今新しく家を建てていると。そういうことで、あえて■■■■という人が名前を変えてまでこの土地ですね、■■■■というところを欲しかったのか

どうか、このところは疑問なんですね。こういうふうを考えていった場合に、名義変更したというのは実際のところは、■■■■さんじゃなくて誰かがやったという可能性もあるわけで、この間の全協では、弁護士もそれについてあり得ると。だから、そういうふうなことで、例えば■■■■さんが■■■■さんの名前を使ったと、そういうこともわかりませんが、可能性についてあるんかどうか、その辺について1点聞きたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

今回、まず1点ちょっと美濃議員の御質疑の中で、これで全て裏金の回収が終わってしまうと、全てのことに對しての和解があるというふうになんて私受け取ったものでございますので、そうではないということをまず確認をさせていただきます。

まだまだ債権としては残っておるわけでございますので、その残った債権については、引き続き回収をしていかなきゃならないということを思っております。

議員も御承知のように、裁判によりまして1億7,356万2,772円という債権を向こうが持ったわけでありまして。これに對しまして現在回収している金額につきましては2,530万8,068円ということで、残り1億4,825万4,704円が残っているというふうな大筋でございます。この残った額についての回収はもちろんやるわけでございますので全てがこれで和解をするという話ではございません。

今回、所有権移転登記手続等請求事件の和解ということにつきましては、本来ならば■■■■氏名義になっているはずのものが問題が起こった段階で■■■■さんの名前に書きかえられているということでございましたので、私どもとしては、やはりそれは本来の所有者である■■■■氏に登記名義があるべきだということで今回裁判を起こしたわけでございます。今回、それについての和解案というのがその議案書に示された項目の和解案となっております。

先ほど議員がおっしゃられた意図的にそれがなされたのかどうかということにつきましては、可能性があるということだと思います。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第97号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

1番、南 昭和君。

(1番 南 昭和君 登壇)

○1番(南 昭和君) それでは、この議案について賛成討論を行います。

まず、この発端となった事件は、平成20年に発覚いたしました。刑事事件といたしましては、同年3月の告訴を受けまして平成21年12月には嫌疑不十分として不起訴に、そして、検察審査会の不起訴不当という議決の上、再捜査を行いましたが、平成21年10月には再び嫌疑不十分として不起訴になっております。

民事事件といたしましては、平成23年1月に1億2,300万円の損害金を支払えと和歌山地裁が判決をくだし、それを不服とした控訴審では、同年11月には1億7,300万円の損害金を支払えと大阪高裁の判決がくだされております。その判決の確定があってから以降、紀美野町といたしましても判決で認められた賠償金の支払いを求めてきましたが、その要求に全く応じられず、現在に至っていると聞いております。

事件発覚より5年、判決確定後2年の歳月がたっております。今回、裁判長の提案による所有権移転登記手続等請求事件の和解が示された中、紀美野町といたしましても法にのっとりた毅然とした態度でそれらを粛々と進めていく必要性和一定の区切りをつける。

これらの理由により私といたしましては、議案第97号に賛成いたします。

以上で賛成討論を終わります。

(1番 南 昭和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 97 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 98 号 平成 27 年度紀美野町一般会計補正予算(第 3 号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第 15、議案第 98 号、平成 27 年度紀美野町一般会計補正予算(第 3 号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番(田代哲郎君) それでは、平成 27 年度紀美野町一般会計補正予算(第 3 号)の質疑を行います。

54 ページ、歳出、総務管理費、企画費、15 節工事請負費でテレビ中継施設バイパス整備工事 1,047 万 5,000 円の計上です。ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、この事業内容について説明してください。

同じページで 3 項戸籍住民基本台帳費です。戸籍住民基本台帳費、13 節委託料、電算システム設定委託料 185 万 8,000 円ということで、説明ではたしかマイナンバー関係ということで記憶していますが、これも事業内容の具体的な説明をお願いします。

それから、同じページで 4 項選挙費です。1 目選挙管理委員会費、13 節委託料、選挙人名簿システム改修委託料 26 万円の計上です。これは 18 歳まで選挙権が引き下げられたことに伴うということですが、そのことによってどういう改修を行うのか、単に登録するだけということなのか、住基ネットを使って登録していくということだけなのか、そのあたりについてお願いいたします。

それから、55 ページです。3 款民生費で児童福祉費、保育所費、13 節委託料できみのこども園増築工事設計監理委託料 160 万円、それから 15 節で工事請負費きみのこども園増築工事 1,680 万円の計上です。これについて具体的な工事内容、今のきみのこども園をどういうふうに増築するのか説明をしてください。

続きまして、56 ページ、57 ページに移ります。7 款土木費です。道路橋りょう費、

2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう新設改良費で委託料、町道平中通り2号線測量設計委託料601万5,000円の減額補正です。それから15節の工事請負費、町道平中通り2号線改良工事で300万円の減額補正となっています。減額補正の具体的な内容について説明をお願いします。

それから、次、58ページで教育費ですけども、社会教育費、9目文化センター管理運営費で備品購入費で72万3,000円の計上ですが、説明ではワイヤレスチューナーという話でしたんですけども、具体的にどういうワイヤレスチューナーを購入ということなのかをお願いします。

59ページの12款諸支出金です。基金費で財政調整基金費、25節積立金で財政調整基金積立金1,343万円の計上です。この予算が可決された後、積み立てた後の財政調整基金残高を説明してください。よろしくお願いします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長(牛居秀行君) 田代議員の御質疑にお答えを申し上げます。

まず、54ページ、2款総務費、1項5目企画費の中の15節工事請負費1,047万5,000円、テレビ中継施設バイパス整備工事についての内容ということでございます。

これにつきましては、過日、平成27年7月17日だったと思います。台風11号によりまして円明寺地区内の土砂崩れがありまして、林道勝谷線内で光ケーブルが切断してしまうというふうなことがございました。役場からの大もとの電波が伝達経路が絶たれてしまったということで、国道370号沿いの桂瀬地区より東側の中継局にテレビ信号が届かなくなって各家庭においてテレビが映らなくなってしまった。御迷惑をかけたという事件がございました。

そこで、このたび予算計上しておりますテレビ中継施設バイパス工事は、福田地区にある受信点で受信した電波を大もとの電波として国道370号沿いを通して既設の光ケーブル、町の光ケーブルがあるわけでありますが、既設の光ケーブルを使って国吉地区の起点となる中継局、谷地区の各家及び長谷毛原地区の起点となる中継局までテレビ信号を送るルートを新たに整備して、もともとの伝達ルートが絶たれた際には、新たに設けたこの伝達ルートに切りかえる仕組みを構築いたしましてできるだけ短時間で復旧で

きるようにしようという対策のための工事でございます。

それと、５４ページ、２款４項１目選挙管理費の１３節委託料でございます。

これにつきましては、議員も御承知だと思いますけれども、平成２８年６月１９日より施行されます選挙権が１８歳に引き下げられるということがございます。それに対応するためにシステム改修をするということでございます。現時点においては２０歳以上ということに対してシステムがなっておるわけでありましてけれども、新たに生じます１８歳、１９歳という方々を拾い上げるというためのシステム改修でございます。

それから、５９ページ、１２款諸支出金、１項１目財政調整基金費の中の積立金でございますが、本補正予算が成立した後の残額につきましては１５億６,５５９万３,０００円となります。

以上でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、私から５４ページの２款３項１目の１３節委託料、電算システム設定委託料１８５万８,０００円の事業の内容でございます。

今後、マイナンバーカードの制度が始まるということで、例えば今後、住所等の変更があった場合に個人番号通知カードや個人番号カードの裏に変更内容を記載することとなります。この裏書きをするために機械的に行う印字システムを導入するためでございます。導入する機械につきましては、ＩＣカードリーダー、スキャナー、プリンターの機能を一体化したものでございます。配備場所につきましては、本庁の住民課、それから美里支所の住民室に各１台ずつ設置するという事で予定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 私からは、議案書の５５ページの３款民生費、４目保育所費でございます。１３節委託料、きみのこども園増築工事設計監理委託料１６０万円、それから１５節工事請負費、きみのこども園増築工事１,６８０万円の内訳でございます。

議員御質疑のきみのこども園の増築工事の内容でございます。こども園の現状では、年長５歳児２教室３４名、それから年中児４歳、１教室２７名、年少３歳児、２教室３８名、２歳児、１教室１９名、０歳、１歳児、１教室１５名で計７教室１３３名の入所児童でございます。また、子育て支援センターに１教室使用してございます。それから３歳児未満の入所希望が予想より多く苦慮していることが現状でございます。それから平成２７年３月に計画いたしましたきみのこどもプランにもございますが、こども園の３歳未満児の受け入れ人数３０名を予定いたしました但、現状では３４名であり、今後３歳未満児の入所希望が高まっております。また、特に０歳児や１歳児クラスの安全面では、月齢１２カ月から２４カ月の差で歩けない子供や走り回る子供がござい。このことから１教室５６平米を西側の園舎の続きに増築をお願いするものでござい。以上、お答えいたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) 田代議員の質疑にお答えさせていただきます。

５６ページをお願いします。土木費、道路橋りょう費の１３節委託料と１５節の工事請負費、どちらも平中通り２号線に係るものでござい。

これに関しましては、社会資本総合整備事業の交付決定に伴う減額をさせていただくということでござい。主な内容に関しましては、未改良部分の測量設計と調査費及び未舗装部分の舗装工事の減額によるものでござい。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 生涯学習課長、岩田君。

(生涯学習課長 岩田貞二君 登壇)

○生涯学習課長 (岩田貞二君) ５８ページ、教育費、社会教育費の中の９目文化センター管理運営費の中の１８節備品購入費の７２万３,０００円でござい。

これにつきましては、もともとありましたワイヤレスマイク２本用が設置されておりましたが、３本を追加して増設を行うということで予算を計上させていただいております。文化センターの文化祭やそういう各種イベントにおいてコード付きのマイクを使用していたのですが、出し入れ等で絡まって出しにくいとか、そういうことがありました

ので、ワイヤレスにかえて幕を閉じてる間に順調な作業ができるようにということで増設を行ったものです。可動式のアンプと、3階にあります聴講室からも調整ができるというような、2カ所で調整してワイヤレスチューナーを設置したということで72万3,000円を計上させていただいております。

以上、よろしくお願いします。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

○5番(田代哲郎君) きみのこども園増築工事で入札でこのまま行くということはないと思うんですけども、設計委託料と合わせたら1,800万円で、1教室1,600万円を超えるという工事請負で非常に教室の増築というのは高くつくんだなという気がしているんですが、その点はいかがなんでしょう。

それから、文化センターのワイヤレスチューナーとマイクセット3本分で72万3,000円というのも、これはいわゆるホール用のマイクで、普通我々が使うのよりもかなり高級なものを買うのかなと。大体私ら使っている分は、この間、町長に教えてもうたんやけど、あれで大体1本、チューナー合わせて5万円ぐらいのものなんです。それからいうとちょっと高いのかなと。

それで、ワイヤレスマイクというのは、ふえればふえるほど周波数が重なったり、それからいわゆる携帯電話の電波を拾ったり、そういうことで再三混信、雑音が入ってくるんで、私らはマイクというのは基本的にはコードのついたワイヤードマイクが一番確かだというふうに思ってるので、そういうことに対する混信予防とか、そういうこともついているので高いのかなというふうに思いますけど、その点はどうなんでしょうか。

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長(宮阪 学君) 田代議員の再質疑でございます。

55ページの4目保育所費の委託料、きみのこども園増築工事設計監理委託、それから15節工事請負費のきみのこども園増築工事、合わせまして1,840万円、1教室増室するのに1,840万円は高いのではという御質疑かと思えます。

工事費につきましては、前回、新築工事で3億324万円がかかってございます。これを床面積1,278.5平米、386.7坪でございます。割って今回の増設の56平米、16.9坪を掛け、また、開所中の工事になるために安全面を考慮した仮設や撤去費を参考に坪当たり100万円を基本として工事費を考えてございます。

ちなみに設計監理委託につきましては、県の設計監理委託算出基準を参考の上、工事費の1割程度予定したものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） 価格や仕様、高機能である程度高いんではないかというような質疑であったかと思います。

これにつきましては、1階フロアに可動式のミキサーがあります。また、3階に聴講室の中でワイヤレスマイクの音量の調整をしたり、それを全部関連づけた形でそういう機器を入れておりますので、高いと言われれば、マイクも通常、5万円ぐらいということでありましたが、既存のマイクに合せたマイク1本自体が大体四、五万程度するような機種になっています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時46分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時47分）

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） 機種によっては高いものもありますし、機種の価格の下、上があると思います。ここで設置されているマイクにつきましては、5万円前後というような価格のマイクであります。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） マイクだけで1本5万円、ワイヤレスですから実際にワイヤーを使うマイクでも1本何十万するのもプロ用にはあるんですけど、それからしたらそんなに高くないかなと思うので、一般的にワイヤレスマイクという、それでいわゆる司会とかそんなんじゃなくてボーカルにも耐えられるものなんだろうけども、マイクだけで1本5万円というのはちょっと破格かなという気がします。

せっかくですからメーカーがわかっているならば教えてほしいと思います。

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） 現在入れている機種が日本ビクターということになっておりますので、それと同等ということで同じ機種のものを入れております。

それから、何本もワイヤレスを入れると周波が混乱するよということでありましたが、ノイズをとるための機械ももともとから入っておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、西口 優君。

（6 番 西口 優君 登壇）

○6 番（西口 優君） 49 ページのかじか荘指定管理委託料、わずかですけど、28 年に比べて 29 年、30 年が上がっているという、本来は指定管理委託料ありきという考え、この辺はなんとかならんのかいと思うわけです。仕方ないんかもわからんけど、ただ、わずかでもふえているというところが、ちょっと本来は引き下げる努力というのがそういうふうになればいいのになと思うんやけど、その点のちょっと考え聞かせてもらいたいと思います。

それと、55 ページのさっきのきみのこども園増築工事という、委託料と合わせて 1,840 万円という、案外普通の家でも水回りとか高いとかと、こういう話を聞くけど、プロじゃないんでわからんねんけど、ただ、そういうふうな部分がないのに、それと算定基準がもとの本体が 3 億何ぼあったんで、それから面積で割ってるという、この算定基準、本来は社会背景によって金額というのは変わってくるわけでしょう。だから、その算定基準、最初からちょっと考え方がこういうのはおかしいんじゃないかと思うわけよ。本来は、時代によって変わってくるもんやしな、だから、そういう中で最初からそれありきという形の値段設定というのについてはちょっと疑問に思うんやけど、その点説明願いたいと思います。

（6 番 西口 優君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇）

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 西口議員の質疑にお答えします。

49 ページの紀美野町美里の湯かじか荘指定管理委託料の件でございます。

28年度は1,131万5,000円となっております。平成29年度は1,152万4,000円、30年度は1,152万4,000円となっております。これにつきましては、平成27年3月31日成立しました地方税法の一部改正する法律、平成27年法律第2号により地方消費税率の引き上げ時期の変更等の改正が行われました。そのことに伴いまして消費税が8%のところは10%ということで平成27年10月1日からの予定でしたが、平成29年4月1日に変更されたことに伴います変更額でございます。

以上です。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 私からは、西口議員の御質疑で、55ページの4目保育所費のきみのこども園増築工事の算定基礎となる全新築工事の工事費を単に案分してする基準はおかしいのではないかというふうな御質疑だったと思います。

3億324万円の工事費を386.7坪で割り、今回増設の16.9坪を掛け、それから子供たちがいる開所中の工事になるために、安全面を考慮した仮設や撤去費を参考に考えて坪当たり100万円というふうな工事費を算出して考えてございます。

これにつきましては、前回の新築工事の物価を考慮したときに、現在はそれ以上の金額が上がっているかと思いますが、何分概算でございます。本設計が入ったときには金額がまだまだ安くなるかと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 1つは、55ページ、保育所費、先ほどから各議員やられておりますけれども、今、紀美野町は町長も町挙げて若い人をどう呼び込むかということで取り組みもされているわけでございますけれども、3歳児未満の子供を預かってもらいたいという要望が非常に強いと。これは野上保育所においても神野保育所においてもあるように聞きます。

今回、野上保育所のきみのこども園において増築ですね、予算が上がっております。

神野保育所ですね、ここについてはどうであるのか、その辺のところが今回一緒にということにはならなかったのかどうか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、５７ページ、５８ページと教育の小学校・中学校の予算が上がっております。聞いていますと、各施設古くなってきているわけです。一番新しいところで見ても、野中はちょっと改修しましたが、その程度であると思います。今度の自立促進計画を見ても、そういう中で幼児教育もさることながら、小規模校の運営に多くの方々が近代教育に対応するために少人数といえども積極的な教育振興施策と施設の整備充実が必要であると、このようにうたいこんであるわけでございます。

そういうことで、修繕ということで、例えば今回は野小、毛小、それから毛中と下小と美中ですね、こういうところが上がっているように説明を受けたんですけども、これで学校の照明が古くなってきていると、これはやっぱり子供たちに勉強してもらわなにかん。そのために十分な明かり、光というのは当然であると思いますけれども、そういうようなところが要ってくるかと思えます。

それから、下小なんかにおいては、ＣＤプレーヤーとか、そういうものが壊れてしまっているとか、毛小においては草刈り機も使えないとか、いろんなところで細かいところのたくさんの費用が要ってくるわけであります。

小川小学校なんかは、計画の段階で話があるので非常に控え目のようでありますけれども、何にしても子供たちがこの町に１人でも多く、そして健やかに育って勉強してもらってという観点で修繕費用が少ないというふうに思います。そういう点でいろいろと大変厳しい中の予算を組んでいると思いますが、その辺のところお聞かせいただきたいと思います。

(１１番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

(総務学事課長 前田勇人君 登壇)

○総務学事課長（前田勇人君） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

教育費の中におきまして、５７ページ、５８ページと小・中学校の修繕が上がっているけどもという話があったと思うんですけども、この修繕につきましては、議員おっしゃるとおり、施設が老朽化ということになってきますといろいろと直さなければいけな

いというところがたくさん出てまいります。これにつきましては、学校のほうから要望をいただきながら、その都度その都度それに向けて補正なり等で対応させていただいているのが現状でございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

(総務学事課長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 私から美濃良和議員の御質疑で議案書 55 ページの 4 目保育所費でございます。きみのこども園増築に伴う内容で 3 歳未満児の入所希望が最近多くなっているという形の中で、神野保育所の増築は考えられなかったのかという御質疑だと思います。

来年度の保育所の入所希望を募っている最中で、11 月末を期限に行っておりますが、まだ二、三の方から申請がでている状態でございます。来年度の神野保育所のクラス編制では、年長児が 9 名、それから年中児が 13 名、それから年少児が 8 名、それから 2 歳児で 6 名、それから 1 歳児で 1 名ということで、3 歳未満児は 7 名というふうな入所希望が現在のところ出てございます。今後申請される可能性があるかとは思いますが、現在の数字では 7 名というふうな数字でございます。

こども園はきみのこども園 1 カ所になってございますので、神野保育所についても将来的にはこども園を検討していきたいというふうなことも考えてございます。

教室の数につきましては、現在は神野保育所については足りている状態ではありますが、何分老朽化等がございますので今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11 番、美濃良和君。

○11 番 (美濃良和君) まず、保育所ですね、今後、神野がどのようなのかどうかはとりあえずですね、児童を預かる上で現在部屋の数が少ない、このように聞いているんですよ。だから、少なければ当然とるにとれないですから、こういうふうな数字になると思いますが、当然、今の来年度予想するために 11 月中ですか、もう終わっているわけですね。その上でですね、ところをやっぱり見てもらいたいと思うんですね。やっぱり少しでも子供をとって若い人たちに来てもらいたい。

それから、トイレ等についてもやっぱり0歳児はないんですか、2歳児以下で足りなくなっているというふうに聞くんですけども、これはやっぱり触らなきゃならんんじゃないかというふうに思います。その辺についてどうであるんか、もう一度聞きたいと思います。

それから、学校ですけども、学校でそれでは修繕についていろいろと要望があればということであったかと思いますが、来てませんか、要望は。その辺の学校の実態についてはどのように把握されているんですか、聞きたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 美濃良和議員の再質疑でございます。

保育所の関連でございますが、神野保育所の部屋数が少ないのでは、それからトイレの改修も今後必要ではないかというふうな御質疑だったと思います。

確かに議員言われるとおり、神野保育所は一部老朽な面もございます。ただ、現状では保育所の機能は持っております。部屋数が少ないがために未満児の受け入れ人数も少ないのではないかというふうな御質疑だったと思いますが、希望数では2歳児で神野で9名の児童がございます。うち6名の方が保育所へ希望を出されてございます。それから1歳児では6名の児童の方がございます。この方のうち1名が入所希望を出されてございます。0歳児では今現在3名の方がいらっしゃいます。

部屋が老朽化、それからトイレも修繕の必要があるということでございますが、今後何らかの方法で検討していきたいと考えます。

以上、お答えといたします。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

○総務学事課長（前田勇人君） それでは、美濃良和議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

学校からは要望が上がってきてございます。それで要望に対して100%ということで、お答えをさせていただけたらよろしいのですが、何分にもたくさんのお金も必要になるということでございまして、優先順位を持ちまして、それをもとに補正なり当初予算なりといった形で予算を置かせていただいておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 55ページの保育所については、検討していただくという事なので、ぜひともそういう少しでも多くの若い方が働く、最近はよく女性の社会進出と言われますけども、男でも保育は大いにやっていかなきゃなりませんけども、やっぱり女性の果たす意味合いが大きいと思います。その点検討願いたいと思います。

あと57ページの教育の修繕料でございますけども、町長、これについて予算づけができれば要望どおりいかんと、優先順位という形で絞っているようなんですけれども、その辺について町長の見解を聞きたいと思います。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時10分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時12分）

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 先ほど課長から順番というか、優先順位をつけてというような感じで答えさせていただいたわけですけども、実際まだまだ学校はいろんなことを直してくれ、あそこをどうしてくれというのは持っていると思います。今うちで聞いているのについては、ほぼこれで100%、工事の中身については、もうちょっとグレードの高い改修してくれよというのはあるかもわかりかませんけども、大体満足していただける修繕を今回計上させていただいたところです。

だから、いろいろ細かいというのか、もっとこのようにしてくれよ、ここも直してくれよというのはあるかもわかりかませんけども、当座これでオーケーですねという了解をいただきながら修繕を今回はさせてもらう。修繕する予算として補正をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第98号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 今の質疑のやりとりで若干わかった部分もありますが、何にしても学校の修繕料について、教育委員会の把握と、それが実際の現場とで十分に行ってるかどうか、そのところの行き違いがないのかどうか、それは大いに詰めてもらいたいと思いますし、何にしても子供たちが十分な環境のもとで教育を受けると、そういうふうな立場のところがなければならないと思います。そういう点でまた次の機会にでも聞きたいと思います。

さて、私はその点は今後期待しておりますが、歳出面で電算システムの設定委託料としてマイナンバーが上がってきています。何にしてもこのマイナンバーについては、先ほど来ずっと申し上げてまいりましたけれども、幾ら国からのものとしても、これによっていろいろと町民に対する問題も出てまいります。それは先ほどから言ってるように、なりすましがあれば、それからいろんな情報の漏えい、いろんなものがあると思います。そういう点でマイナンバーを執行させていくということについて、それについては納得ができない。そういうことからこの点についてのみ反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0 時 1 5 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 0 0 分）

◎日程第 1 6 議案第 9 9 号 平成 2 7 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第 1 6、議案第 9 9 号、平成 2 7 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

5 番、田代哲郎君。

（5 番 田代哲郎君 登壇）

○5 番（田代哲郎君） それでは、質疑いたします。

まず歳入についてですが、6 6 ページ、4 款療養給付費等交付金です。款も項も目も一緒です。1 節現年度分 3, 7 1 5 万 7, 0 0 0 円の減額ということになっています。保険給付費の現時点ので結構でございます。4 月からの現時点までの傾向としてどうなのかということをお聞かせください。

それから、歳出に移りまして、6 9 ページ、9 款諸支出金、3 項の基金費です。1 目財政調整基金費ということで、2 5 節積立金で財政調整基金積立金 4, 7 7 0 万円ということになっています。積み立て後の基金の残高はどうなるのか教えてください。

以上です。

（5 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

6 6 ページ、国保の歳入の分で療養給付費のこししの動向ということであります。

予算内で推移しております。ただ、前年度とふえているかということですが、横ばい状況であります。今後 3 月まではやりの病気等がなければ前年度と同じような

推移をしていくのではないかなと考えてございます。

それと、69ページの財政調整基金でございます。

平成26年度末で財政調整基金の金額が256万円でございます。現在、今回の補正後の繰入額が4,771万8,000円ということでございますので、これの合算で5,027万8,000円というのが補正後の基金の額となります。

以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第99号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第100号 平成27年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算（第1号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第17、議案第100号、平成27年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第100号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第101号 平成27年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第18、議案第101号、平成27年度紀美野町後期
高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第101号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第102号 平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第19、議案第102号、平成27年度紀美野町介護

保険事業特別会計補正予算（第３号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

５番、田代哲郎君。

（５番 田代哲郎君 登壇）

○５番（田代哲郎君） 歳入から質疑させていただきます。

８９ページ、歳入で３款国庫支出金、２項国庫補助金、１目調整交付金、これは現年度分が１,４５４万６,０００円の減額補正ということになっています。説明のときもあったんですが、この減額についてもう一度説明をお願いいたします。

それから、８款諸収入、２項雑入、４目も雑入ということで、１節介護予防サービス費収入ということになっています。介護予防サービス費報酬として１４８万円計上してあります。件数がふえたためという説明でありましたが、その具体的内容についてどの程度ふえたのかをお聞かせください。

それから、歳出に移ります。

９２ページで６款基金積立金ということで、１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金ということで積立金の取り崩しということで介護給付費準備基金積立金ということで１,０１３万２,０００円の取り崩しということになっています。取り崩し後の基金残高はどうなるのか教えてください。

以上です。

（５番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員からの御質疑でございます。

８９ページの歳入で３款国庫支出金、２項国庫補助金、１目調整交付金の減額内容でございます。これにつきましては、当初１０％を見込んでおりましたが、県の内示等で９．０３％であるための減額でございます。これにつきましては、全国で配分される額が高齢化率の高い町、所得水準の低い町、また給付が全国的に上昇しているために少なくなってきたことでございます。

なお、県下の状況を見るときには高齢化率が紀美野町の場合は県下４位ということですが、同じく県下４位の順位でございます。

それから、４目雑入の１４８万円、介護予防計画作成報酬の内容でございます。これ

につきましては、当初予算のときには介護給付費が全体で2.27%下がるというふうな情報があつたがために、当初の予防計画介護給付費の報酬単価が低くなるという予想をいたしました、低くならなかったということでございます。当初の策定時には、件数を低く見積もったために出ているものでございます。当初延べ1,660件を見込んでおりましたが、1,991件という内容になってございます。月当たりで申しますと、平成27年3月分では月当たり158件でございましたが、当初138件を見込んでございます。10月末では月166件という数字が上がっているためでございます。

続きまして、92ページの9款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございます。これにつきましては、調整交付金が減ったために取り崩しを行うためでございます。この基金残高につきましては、取り崩しによって基金残高はゼロでございます。

以上、お答えといたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第102号に対する討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第103号 平成27年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第20、議案第103号、平成27年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番 (田代哲郎君) ここでも基金残高についてお聞きいたします。

99 ページ、諸支出金、1 項基金費、1 目財政調整基金費です。財政調整基金積立金 1 3 9 万 1, 0 0 0 円という計上です。積み立て後の基金残高が幾らになるのか教えてください。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

99 ページ、2 款 1 項 1 目財政調整基金費でございます。積立金として 1 3 9 万 1, 0 0 0 円を積み立てるものでございますが、26 年度末で 3, 5 9 9 万 1, 0 0 0 円の残高となっております。

この積立金は、通していただければ 2, 6 1 7 万 9, 3 9 9 円となる予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番 (美濃良和君) 99 ページですけれども、ここに出てくる一般管理費で修繕料と、それから W i - F i ですね、修繕料はこの間、トイレの給水ろ過装置というような説明だったと思いますが、もう一度説明願いたいと思います。

それから、W i - F i ですが、これについてはどちらかと言ったらお客のほうから要望があるんかというふうに思いますけれども、これは工事をするについて一般会計でも天文台であったかと思いますが、それぞれどういうふうな理由から工事をしていくんか、その辺についての説明をお願いします。

(11 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長（大窪茂男君） 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

99ページ、一般管理費の需用費73万5,000円の修繕費でございます。これにつきましては、トイレの流し水、また芝の散水に使用する中水ろ過装置の漏水の修繕でございます。

それから、15節工事請負費45万3,000円ですが、フリーWi-Fi整備工事45万3,000円ということで、どういうことからということでございますが、和歌山県のフリーWi-Fi整備補助金ということで県下の施設、それから公共施設の施設、それから民間の宿泊施設等、県下一斉に応募を行って整備するという事業でございまして、今回、ふれあい公園のほうで上げさせていただいたところでございます。

（産業課長 大窪茂男君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） Wi-Fiは手を挙げたところ全てそういうふうな補助金がもらえると、そういうようなことになっているわけですか、聞いておきます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 再質疑にお答えさせていただきます。

全てかと言われますと、それぞれの希望ということで12月まで応募を行うとされてございます。それで、観光庁の施設といたしまして紀美野町では天文台とふれあい公園、この2カ所を予定してございます。民間の宿泊施設であるとか、民間の施設につきましては、当初は商工会のほうで取りまとめを行っていただいていたのですが、NTTのほうからアプローチをかけていただけたということになってございます。

それで、どの施設が応募しているのかというのはちょっと把握はできておりませんが、希望すればいただけるということでございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第103号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１０３号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 議案第１０４号 平成２７年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第２１、議案第１０４号、平成２７年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１０４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１０４号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第１０５号 平成２７年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第２２、議案第１０５号、平成２７年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１０５号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第１０５号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２３　議案第１０６号　平成２７年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（小椋孝一君）　　日程第２３、議案第１０６号、平成２７年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番　美濃良和君　登壇）

○１１番（美濃良和君）　　１２０ページ、１２１ページでございますが、歳入・歳出それぞれ載っておりますが、ここで一般会計の繰入金が２６万円と前年度繰越金の１０６万２,０００円、合計１３２万２,０００円ですか、それがそのまま消費税の納付金になっているんですけれども、これはどういうことですか。消費税についてはそれぞれ料金の中に含まれていると思うんですけれども、こういうふうな流れというのはどうあるかなというふうに思いますけれども、説明を願いたいと思います。

（１１番　美濃良和君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　水道課長、田中君。

（水道課長　田中克治君　登壇）

○水道課長（田中克治君）　　美濃議員の質疑にお答えします。

消費税についてですが、昨年度決算で２４５万７,０００円でしたが、今年度、２６

年の半期分、27年の前期分ということで、27年8月の税務署へ提出したところ、28年3月中間納付金ということで334万6,600円の半分の167万4,000円、27年度必要額ということで220万1,900円の合計387万5,900円の納付が必要となりましたので、今回、補正としまして132万2,000円の増として387万6,000円で今年度の消費税を支払えるようお願いするものです。

以上です。

(水道課長 田中克治君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 消費税の益税じゃないですけども、反対にこれは置いてかなきゃならん分が置いてなかったというふうに見なきゃならんわけですか。その辺のところの推移はどうであったのか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 水道課長、田中君。

○水道課長（田中克治君） 美濃議員の再質疑にお答えします。

今回6月の補正で置きました補償金による国道370号線の工事費については、当初計上していなかったんですが、特定収入ということで全て消費税がかかるということで工事費の消費税増額分ということで今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そうすると、工事額に消費税分が載ってなかったということですか。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時31分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時31分)

○議長（小椋孝一君） 水道課長、田中君。

○水道課長（田中克治君） 美濃議員の再々質疑にお答えします。

今回、税務署に申告しました時点で足らず分が判明しましたので今回補正として上げ

ています。

工事費の中に消費税は含んでいます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 ２時 3 2 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ２時 3 2 分）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第 1 0 6 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 1 0 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 0 6 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 4 議案第 1 0 7 号 平成 2 7 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第 2 4、議案第 1 0 7 号、平成 2 7 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１０７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで討論を終わります。

これから議案第１０７号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２５　請願第２号　後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書
について

◎日程第２６　請願第３号　後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書について

○議長（小椋孝一君）　日程第２５、請願第２号、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書について及び日程第２６、請願第３号、後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書について一括議題とします。

請願について、委員長の審査経過、結果の報告をお願いします。

総務文教常任委員長、町田富枝子君。

（総務文教常任委員長　町田富枝子君　登壇）

○総務文教常任委員長（町田富枝子君）　ただいまから総務文教常任委員長報告を行います。

付託を受けております請願第２号「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書」について慎重に審査を行いました。その結果を御報告いたします。

政府は、後期高齢者医療制度について、保険料軽減特例について段階的に縮小し、平成２９年度には廃止することを計画しています。厚労省の資料によると、この影響を受ける高齢者は８６５万人にも及びます。８．５割軽減を受けていた人の保険料は２倍に、９割軽減は３倍になります。扶養家族だった人で後期高齢者医療制度に移った人は５から１０倍もの負担増が強いられます。和歌山県では、被保険者のおよそ６割の方々に影

響が及ぶものと見られます。年金額が連続して減額、4月からはマクロ経済スライド制度が初めて適用され、物価の上昇や消費税負担増に迫いつかず、年金が一層目減りしています。さらに4月からは介護保険料の大幅値上げが実施され、高齢者の暮らしは苦しくなるばかりです。

このような状況の中、後期高齢者医療制度を存続させる政府の方針の保険料の大幅な引き上げにつながる保険料軽減特例の廃止は行うべきではなく、保険料軽減特例については継続することが必要であります。

以上により請願第2号は採択すべきとの結論に達しました。

次に、付託を受けております請願第3号「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書」について審査を行いました。その結果を御報告いたします。

この請願は、高齢者の暮らしを取り巻く状況は、年金額の連続引き下げに加えて、4月からはマクロ経済スライドが発動され、年金額は目減りするばかりで、さらには、介護保険料が4月から大幅に値上げされ、ますます厳しくなっている現状であり、来年度の後期高齢者医療保険料改定に際して、保険料の値上げが考えられるが、余剰金に当たる医療給付費準備基金の活用などにより高齢者の生活状況に鑑みて保険料の抑制を図るよう後期高齢者医療広域連合長に対して意見書を提出してほしいという趣旨の請願であります。

委員会において審査したところ、各構成市町村で論議する前に広域連合の議会で議論する問題ではないか、医療給付費準備基金の活用だけで保険料の抑制ができるのかどうか判断できないのではないかと、また、後期高齢者医療給付費が年々増加している状況の中で、将来的な制度維持等、制度全体から見て単純に保険料を抑制するということが適正と言えるのかどうか内容の把握が困難である等の意見があり、討論する者はなく、審査の結果、請願第3号は不採択となりました。

これで報告を終わります。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから請願第2号の委員長報告に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

これから請願第3号の委員長報告に対する討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） それでは、後期高齢者医療制度の保険料に関する請願に対する委員長報告に反対討論を行います。

後期高齢者医療制度については、制度発足当初から命に年齢で区別を持ち込み、高齢者の尊厳を著しく傷つけるものであるとして多くの人たちがその廃止を求めてきました。制度発足以来多くの高齢者が不服審査請求を提出し陳情を重ねています。

この制度は、75歳以上の人口と療養費がふえればふえるほど保険料にはね返る仕掛けになっており、その結果、保険料を払いきれない滞納高齢者、短期被保険者証の交付者数などは少なくありません。

高齢者の暮らしを取り巻く状況はますます厳しくなっています。消費税増税とあわせて決められた1.5%の年金引き下げがことし4月に終わりました。ところが今度はマクロ経済スライドが始まりました。この制度は、高齢者の平均余命の延びと現役人口の減少を合わせた率で年金額を毎年下げていく仕組みです。さらには介護保険料が4月から大幅に値上げされました。そしてこの8月からは年金収入280万円以上の人は利用料は2割になっています。預貯金1,000万円以上の人は施設利用の軽減措置から外されます。まさに高齢者は早く死ねと言わんばかりの政治です。

後期高齢者医療保険料については、昨年値上げが実施されましたが、今度は国が特例軽減を廃止する方針を打ち出しました。厚労省の資料によれば、この影響を受ける高齢者は865万人にも及びます。8.5割軽減を受けていた人の保険料は2倍に、9割軽減の人は3倍になります。扶養家族だった人が後期高齢者医療制度に移った人は5から10倍もの負担増が強いられます。和歌山県では被保険者のおよそ6割の方々に影響が及ぶものと見られています。

長生きすることは許されないとでもいうような高齢者への仕打ちは余りにも非情です。孤立し介護殺人という悲しい事件も後を絶たない実情です。私たちは高齢者の人権と尊厳が大切にされることを願ってやみません。

したがって、来年度の保険料改定に際しては、余剰金に当たる医療給付準備基金の活用などにより、高齢者の生活状況に鑑みて保険料の抑制を図るよう後期高齢者広域連合長に対して意見書を上げていただくことを強く希望しています。

平成26年の和歌山県後期高齢者医療特別会計決算では、剰余金から後期高齢者医療給付費準備金に2億180万3,307円を積み立て年度末基金残高が24億2,793万7,690円となっています。なぜ剰余金が生じるかというと、保険料算定時の被保険者1人当たりの医療費の見込額を実績が各年度とも大幅に下回った結果によるものです。こうした剰余金は保険料抑制に活用すべきものであり、保険料の抑制に活用すべきものです。

したがって、こうした請願を出す前に各広域連合の議会で議論すべきだという意見もありますが、やはり地方自治体の議会でそういうことについて後押しをする意味でもやはり意見を上げていただくべきではないかというふうに思います。

したがって、後期高齢者医療制度の保険料に関する請願の不採択の委員長報告に反対いたします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

9番、伊都堅仁君。

(9番 伊都堅仁君 登壇)

○9番(伊都堅仁君) 私たちは決して高齢者の生活状況を鑑みて保険料の抑制を図るという趣旨については反対ではないんですけども、消費税も上がることがあり、も

つと長期的な抜本的なそのための財源の確保とかということが必要であって、ここにあるようにわずかな医療給付費準備基金の取り崩しによってそれを補うというのでは、余りにも場当たりので一時的なものになりかねないということで賛成できなかったということでございます。

以上です。

(9 番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論を行います。

1 1 番、美濃良和君。

(1 1 番 美濃良和君 登壇)

○ 1 1 番 (美濃良和君) 私は委員長報告に反対いたします。

やはりこの請願は当然採択し、連合会のほうに送るべきだと思います。委員会審議でございますけれども、ほとんどが議事録に残らない、委員会の記録に残らない協議会の場でやられました。

そして、反対討論がないということございまして、結局そういうことから賛成討論もなく進んだんでございますけれども、私は、このところで問題があるのは、説明の中で連合会で保険料が大体毎年約 2 0 0 億円ですか、それに対してたまっている基金が 2 5 億円、その基金が毎年ふえているという状況なんですね。この基金がふえているならば、それを少しでも保険料の引き下げのために使っていくということが望ましいというふうに思います。

今、町内の特に高齢者の国民年金を 6 5 歳まで待てずに 6 0 歳でもらっている方々、というのは非常に少ない金額なんですね。大体 3 万円前後だと思うんです。そういうふうなことであって、それから天引きされるいろんな保険料等、また税金、そういうものもございますし、今、つき合い等も田舎のほうではあつたりしてほとんど残らないというような状況にあります。この少ない年金額で生活をしなければならない高齢者のことを思うと、少しでも負担を減らしていくということが望まれていると思います。そういうことで私たちの大変高齢化が進んだこの町のお年寄りを守っていくという観点からも、この請願書に賛成していかなくやなんというふうに思います。

また、連合会の議員がしっかりすればいいんだというふうな意味合いのことが言われておりましたけれども、その中にはいろんな立場の方々がおられると思います。どれだけの方々がどれだけのことを理解して議員となっておられるのか、これは私はわかりま

せんけれども、何にしても実態等を考えたら、引き下げに当たっていくべきだし、また請願として我々紀美野町議会に請願が送られました。自治法の99条というのは、それに対して我々議会が応えていかなきゃならない。それを連合会の議員がやればいいんだということは、これはまさに無責任な言い方だと思います。

また、さきに申しましたけれども、紀美野町の高齢者の方々の置かれているような状態、これを考えれば、この請願を否決するということはもってのほかだと思います。そういうことで委員長報告に反対し、そしてこの請願を送っていくという、そういうことに賛成する意味で委員長報告に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論終わります。

これから請願第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第3号は採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長（小椋孝一君） 起立少数です。

したがって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第27 発議第1号 後期高齢者の保険料軽減特例を継続することを求める意見書
(案)について

○議長（小椋孝一君） 日程第27、発議第1号、後期高齢者の保険料軽減特例を継続することを求める意見書(案)について、議題とします。

提案理由の説明を願います。

総務文教常任委員長、町田富枝子君。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 登壇)

○総務文教常任委員長（町田富枝子君） 発議第1号、平成27年12月11日、紀美野町議会議長 小椋孝一様

提出者 紀美野町議会総務文教常任委員会委員長 町田富枝子

後期高齢者の保険料軽減特例を継続することを求める意見書(案)について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

それでは、発議第1号、後期高齢者の保険料軽減特例を継続することを求める意見書（案）の提案理由について説明申し上げます。

政府は、後期高齢者医療制度について、保険料軽減特例について段階的に縮小し、平成29年度には廃止することを計画しています。厚労省の資料によると、この影響を受ける高齢者は865万人にも及び、8.5割軽減を受けて人の保険料は2倍に、9割軽減は3倍に、また扶養家族だった人で後期高齢者医療制度に移った人には5から10倍もの負担増の見込みであります。

和歌山県では、被保険者のおよそ6割の方々に影響が及ぶものと見られます。年金額の減額、4月からは物価の上昇や消費税負担増により年金が一層目減りしています。さらに4月からは介護保険料の大幅値上げが実施され、高齢者の暮らしは苦しくなるばかりであります。

このような状況の中、後期高齢者医療制度を存続させる政府の方針、保険料軽減特例の廃止は行うべきではなく、保険料軽減特例については継続することを求めなければならないものであります。

よって、国及び政府に対して、後期高齢者の保険料軽減特例を継続することを求める意見書（案）を提出するものであります。

意見書（案）を朗読します。

後期高齢者の保険料軽減特例を継続することを求める意見書（案）

政府は、後期高齢者医療制度について、保険料軽減特例について段階的に縮小し、平成29年度には廃止することを計画しています。厚労省の資料によると、この影響を受ける高齢者は865万人も及びます。8.5割軽減を受けていた人の保険料は2倍に、9割軽減の人は3倍になります。扶養家族だった人で後期高齢者医療制度に移った人は5から10倍もの負担増が強いられます。和歌山県では、被保険者のおよそ6割の方々に影響が及ぶものと見られます。

御承知のとおり、年金額がこの間連続して減額され、4月からはマクロ経済スライド制度が初めて適用され、物価の上昇や消費税負担増に追いつかず年金が一層目減りしています。さらに4月からは介護保険料の大幅値上げが実施され、高齢者の暮らしは苦しくなるばかりです。

保険料軽減特例については、後期高齢者医療制度が「いのち」に年齢で区別し、高齢

者の尊厳を著しく傷つけるものであるとの批判がある中で、措置されてきたものです。

政府が後期高齢者医療制度を存続させる方針を打ち出す一方で、保険料の大幅な引き上げにつながる保険料軽減特例の廃止は納得できません。

よって、本議会は、後期高齢者の保険料軽減特例については継続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

(意見書提出先)

内閣総理大臣 安倍 晋 三

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 宛

和歌山県海草郡紀美野町議会

以上です。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから発議第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 発議第2号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書(案)について

○議長 (小椋孝一君) 日程第28、発議第2号、「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書(案)について、議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書について
提案をさせていただきたいと思います。

読み上げます。

2015年11月30日

紀美野町議会議長 小椋孝一殿

提出者 紀美野町議会議員

美 濃 良 和

賛成者 紀美野町議会議員

田 代 哲 郎

「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書(案)

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

理由

本年9月19日に強行採決された「平和安全保障関連法」は、圧倒的国民や憲法学者や専門家が憲法違反としているものであって、立憲主義、議会制民主主義に違反するものです。

また、この間パリにおいてテロ事件が起こったが、イスラム国は日本も標的にしていると報道されております。日本の安全が著しく脅かされようとしています。

このことから日本は、平和安全保障関連法を廃止し、平和国家としての地位を確立すべきことから、意見書案を提出するものです。

今、パリの事件もございましたけれども、その後、アメリカでもありましたが、そういうふうによくのところが標的になってきている。そして、共同通信の調査では、国民の8割が日本もテロ活動が起こされると、そういう心配をされているというふうに書いていました。

今、私たちにとってやはりせっかく平和な国としてきたものですから、平和の国であるならば相手は攻撃することはありません。そして、私たちの紀美野町から6人の現職自衛官が出ておられると。その方々は決して戦争するために自衛官になったのではなく

て、なっていたときに法律が変わったから今後進んでいくでしょうけれども、基本的には、災害復興のために、また日本を守るというそういうふうな高い次元から入隊されているというふうに思います。そういう方々が外国に出ていって働かなければならないようなことになるば、これは本当に不幸なことだと思います。そういうことで日本がそのようなことのないように平和安全保障関連法を速やかに廃止することを求めたいと思います。

そういうことでこの意見書案を時間の都合上、私のほうで読み上げたいと思います。

「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書（案）

本年9月19日に参議院で強行採決され成立した「平和安全保障関連法」は、憲法9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。また、憲法解釈を180度覆した閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

この法律が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって平和安全とは全く逆の事態を招くことになります。

この法律に対しては、国会審議の段階で憲法の専門家を初めさまざまな分野の人々から反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。

以上の趣旨から、下記について地方自治法第99条の規定により、政府に対し意見書を提出します。

記

- 1、「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止してください。
- 2、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください。

2015年12月 日

内閣総理大臣	安倍晋三
防 衛 大 臣	中谷 元
法 務 大 臣	岩城光英
衆 議 院 議 長	大島理森
参 議 院 議 長	山崎正昭

あて

和歌山県紀美野町議会

以上、よろしくお願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから発議第2号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

4番、町田富枝子君。

(4番 町田富枝子君 登壇)

○4番(町田富枝子君) 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書(案)の反対討論を行います。

我が国を取り巻く安全保障環境が大きく変化し、厳しさを増してきている状況に対して、いかなる状況に対しても切れ目のない、すき間のない対応を可能とする法制が平和安全法制です。

この法案は、衆議院では与党と次世代の党の賛成多数で可決され、参議院でも与党と日本を元気にする会、次世代の党、新党改革の野党3党が賛成し可決したものであり、審議時間を見ても衆議院は116時間、参議院も100時間を超えていることから、強行採決との批判は的外れです。

また、圧倒的国民や憲法学者や専門家が憲法違反としているとありますが、多くの国民が評価する自衛隊をいまだに6割超の憲法学者らは違憲とみなしているわけです。その憲法学者に聞けばノーと返ってくるのは当然のことです。平和安全法制が憲法違反であるかどうかの判断は、憲法学者や専門家ではなく、最高裁判所が判断することです。

また、イスラム国は日本も標的にしていると報道されているとおり、日本の安全が著しく脅かされようとしている。このことから日本は平和安全保障関連法を廃止し、平和国家としての地位を確立すべきとありますが、日本は現在も平和国家であり、今後変わりません。イスラム国の標的はアメリカ、ヨーロッパを初め、日本を含む先進国を標的としており、平和安全保障関連法を廃止し、日本の安全を脅かせる状況にするわけにはいきません。

以上のことから、「平和安全保障関連法の廃止」を求める意見書（案）に反対いたします。

（４番 町田富枝子君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

５番、田代哲郎君。

（５番 田代哲郎君 登壇）

○５番（田代哲郎君） それでは、「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書提出に賛成討論を行います。

憲法９条を破壊し、日本を海外で戦争する国につくりかえる戦後最悪の違憲立法である戦争法が安倍晋三政権によって強行成立させられて３カ月余りが過ぎました。世論調査で６、７割にのぼる今後改正率反対の国民の声も圧倒的多数の憲法学者、最高裁判所、内閣法制局の元長官らの憲法違反との指摘も全て無視し、戦争法の成立を強行した安倍政権の独裁政治を決して許すことはできません。

安倍政権は、戦争法について、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため絶対に必要と繰り返してきました。しかし、４カ月近くの国会審議で明らかになったのは、国民の命と平和な暮らしを重大な危険にさらす法律だということです。

歴代政府の憲法解釈を１８０度転換し、戦争法に盛り込まれた集団的自衛権の行使は存立危機事態と判断すれば、日本が直接武力攻撃を受けていないのに海外で武力を行使するというものです。

米国がベトナム戦争やイラク戦争のように先制攻撃の戦争をしかけた際、米国の武力行使に戦後一度も反対したことのない日本が米国の言われるままに参戦し、戦闘に乗り出す危険が生まれます。

日本の防衛に資するとの口実で世界中どこでも米軍を防衛し、米軍が攻撃されれば自衛隊は反撃できるようになります。現場の判断で事態が拡大し、戦争状態になるおそれがあります。

戦争法は、海外で戦争している米軍への後方支援も定めています。非戦闘地域での活動に限るという歯どめを外し、これまで戦闘地域とされていた場所であっても自衛隊が弾薬の補給や武器の輸送など、あらゆる兵たんを行うことが可能になります。兵たんは武力の行使と一体不可分であり、国際法上合法的な軍事目標です。

政府は、自衛隊が攻撃を受ければ武器を使用することを認めており、戦闘に発展する

ことは必至です。自衛隊が国連が統括しない多国籍部隊に参加し、戦乱がなお続く地域で治安維持や駆けつけ警護の任務について武器の使用もできるようになります。多数の戦死者を出したアフガニスタンでのアイサップ、国際治安支援部隊のような活動に参加する危険があります。

安倍首相は、国会審議で戦争法が絶対に必要な根拠として挙げてきたホルムズ海峡の機雷除去や公人輸送中の米艦防衛という例が非現実的な想定であることをみずから認めました。戦争法の狙いが世界のどこであれ米軍とともに戦争に乗り出すことにあるのは明らかです。

自衛隊創設以来1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出していない戦後の平和の歩みを断ち切らせてはなりません。

最近の報道によりますと、アメリカはイラクにまた特殊部隊を派兵するということであり、アフガニスタンでは今なお戦闘が続いています。そして、南スーダンも今PKOに参加して復興支援に携わっているだけですが、ここでも駆けつけ警護や治安の維持ということを行うようになります。

戦争法は、一刻も早く廃止し、その大もとにある昨年7月の閣議決定を撤回すべきです。そうした立場から、「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書の提出に賛成します。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小原孝一君) 反対討論ありませんか。

9番、伊都堅仁君。

(9番 伊都堅仁君 登壇)

○9番(伊都堅仁君) 国には固有の自衛権があるというのが自衛隊違憲訴訟における最高裁の判決であります。これが司法の最終判断ということで、それを踏まえて、それを前提にして安保条約についても、それを逸脱するものではないという最高裁の砂川判決が出されたということでもあります。そのことを考えれば、今回の安全保障関連法が憲法違反でないということは明らかなことでもあります。

また、この時代ですね、軍事力というのは、決して他国を攻撃するためのものではなくて、国と国民の安全を保障するためのものであります。ところが日本を取り巻く環境を見ると、日本の軍事費の何倍もかかっているような国がなおかつ海外進出を図ってい

るというのが現状であります。

そういう状況の中から、力の均衡を図るためには、利害を同じくするような国々との連携を図るというのが日本の最善の方法であるということで、私はこの意見書の案の提出には反対であります。

以上です。

(9 番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから発議第 2 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立少数)

○議長 (小椋孝一君) 起立少数です。

したがって、発議第 2 号は否決されました。

◎日程第 29 議員の派遣の件について

○議長 (小椋孝一君) 日程第 29、議員の派遣の件について、議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 128 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第 30 委員会の閉会中の継続調査の申し出について (総務文教常任委員会)

◎日程第 31 委員会の閉会中の継続調査の申し出について (産業建設常任委員会)

◎日程第 32 委員会の閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員会)

○議長 (小椋孝一君) 日程第 30、日程第 31、及び日程第 32、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付したとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出

があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長(小椋孝一君) これで本日の会議を閉じます。

平成27年第4回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午後 3時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月11日

議 長 小 椋 孝 一

議 員 伊 都 堅 仁

議 員 美 野 勝 男